○経済産業省告示第百五十号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第八条第一項の規定に基づき、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定に係る経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関を、次のとおり指定したので、同法第二十四条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月一日

経済産業大臣　海江田万里

一　指定発給機関の名称
　日本商工会議所
二　指定発給機関の住所
　東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
三　発給事務を行う事務所の所在地
　北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一、宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号、富山県黒部市植木二十三番の一、千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一号、東京都千代田区丸の内三丁目二番二号、神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル八階、静岡県静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一号、静岡県静岡市清水区相生町六番十七号、静岡県富士市瓜島町八十二番地、愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号、愛知県蒲郡市港町十八番二十三号、愛知県豊川市豊川町辺通四番地四、三重県四日市市諏訪町二番五号、福井県福井市西木田二丁目八番一号、京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地、大阪府大阪市中央区本町橋二番八号、兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地、広島県広島市中区基町五番四十四号、広島県福山市西町二丁目十番一号、香川県高松市番町二丁目二番二号及び福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号
四　指定発給機関が行う発給事務の区分
　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に該当する物品に係る発給事務

○経済産業省告示第百五十一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）に伴い、及び小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第十二条第一項の規定に基づき、小規模企業者等設備導入資金助成法第十二条第一項の規定に基づく都道府県の事業計画作成の基準（平成十二年通商産業省告示第百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年七月一日

経済産業大臣　海江田万里

小規模企業者等設備導入資金助成法第十二条第一項の規定に基づく都道府県の事業計画作成の基準の一部を改正する告示

別紙一3及び4中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を実施する」を「中小企業経営資源活用を実施する」に改める。

○特許庁告示第十四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

特許庁長官　岩井　良行

第二号を次のように改める。

二　本邦通貨の金額

1　千三百三十スイス・フラン	十二万五千円
2　十五スイス・フラン	千四百円
3　二百スイス・フラン	一万八千八百円
4　百スイス・フラン	九千四百円
5　三百スイス・フラン	二万八千二百円

附　則

1　この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

別表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「へ　立川事務所　東京都立川市緑町三丁目一番十六号」を「へ　立川事務所　東京都立川市緑町二丁目十三番三号」に改め、別表の十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ト　南九州地区出張所　鹿児島県鹿児島市中央町九番十号創夢第一ビル四階」の次に「チ　東関東地区出張所　千葉県松戸市紙敷字向堀込一三五番地二リ　中九州地区出張所　福岡県久留米市東町五番地十三」を加え、別表の二十一の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号　東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号　イ　本店　立川支店　東京都立川市曙町二丁目八番二十九号」に改める。

○環境省告示第五十一号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年七月一日

環境大臣　江田　五月

表S－アリル＝5－アミノ－2，3－ジヒドロ－2－イソプロピル－3－オキソ－4－（o－トリル）ピラゾール－1－カルボチオアート（別名フェンピラザミン）の項の次に次のように加える。

㈱－2－エトキシ－2，3－ジヒドロ－3，3－ジメチルベンゾフラン－5－イル＝メタンスルホナート（別名エトフメセート）	2,700μg／L
ジス－4－（エトキシカルボニルオキシ）－8－メトキシ－3－（2，5－キシリル）－1－アザスピロ［4．5］デカ－3－エン－2－オン（別名スピロテトラマト）	240μg／L
N－（3，5－ジクロロフェニル）－1，2－ジメチルシクロプロパン－1，2－ジカルボキシミド（別名プロシミドン）	420μg／L
N－tert－ブチル－N′－（3－メトキシ－o－トルオイル）－3，5－キシロヒドラジド（別名メトキシフェノジド）	370μg／L
O－エチル＝O－4－ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名EPN）	0.050μg／L

○防衛省告示第百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年七月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年七月十一日から同月十三日まで（予備、同月十四日及び同月十五日）の間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二六度二三分一四秒
　東経一二八度一九分五三秒
㋑　北緯二七度〇六分一四秒
　東経一二九度〇九分五二秒
㋒　北緯二七度〇六分一四秒
　東経一三〇度五九分五二秒
㋓　北緯二六度一〇分一五秒
　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。